

放送大学附属図書館利用細則

平成22年10月13日
放送大学達第2号
改正平成23年3月23日
改正平成26年7月9日
改正平成30年3月14日
改正平成31年3月13日
改正令和7年3月26日

(目的)

第1条 この細則は、放送大学（以下「本学」という。）附属図書館規程第5条の規定に基づき本学附属図書館（以下「図書館」という。）の利用について、必要細目を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この細則において図書館の利用とは、図書館に所蔵する図書・学術雑誌その他の資料（以下「図書資料」という。）の閲覧、貸出し等及び施設等の利用をいう。

(利用者の種類及び入館手続)

第3条 図書館を利用できる者（以下「利用者」という。）は、次のとおりとする。

- 一 本学の教員
- 二 放送大学学園（以下「学園」という。）の役職員
- 三 本学の学生
- 四 本学で受け入れた研究員（プロジェクト研究員含む）
- 五 本学の名誉教授
- 六 本学の元教員
- 七 本学の卒業生及び大学院を修了した者
- 八 一般の利用者

2 利用者は、次の各号の一に掲げる手続を経て入館するものとする。

- 一 前項第1号から第3号に掲げる者 身分証明書又は学生証を提示すること。
- 二 第5条第4項に規定する閲覧許可証の交付を受けた者 当該閲覧許可証を提示すること。
- 三 前2号に掲げる以外の者 図書館利用願に記入のうえ館長の許可を得ること。

(開館時間及び休館日)

第4条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。

- 一 午前9時から午後6時30分まで（月曜日から金曜日まで（次号に規定する日を除く。））
- 二 午前9時から午後8時まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日）

2 図書館の休館日は、次のとおりとする。

- 一 年末・年始（12月28日から翌年1月4日まで）
- 二 館内整理日（1月及び7月を除く各月の第4月曜日。ただし、当該日が前項第2号に規定する日にあたるときは、その翌日）

3 館長は、必要により前各項に規定する開館時間又は休館日を臨時に変更することができる。

(図書資料の利用方法)

第5条 閲覧室その他これに準ずる場所に配置してある図書資料は、自由に閲覧できる。ただし、閲覧後は必ず所定の位置に戻さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる図書資料は、係員に請求して閲覧するものとする。

- 一 マイクロ資料

二 電子的情報資料（CD-ROMその他これに準ずるもの）

3 保存庫に配置してある図書資料は、係員に請求して閲覧するものとする。

4 第3条第1項第1号から第7号までに掲げる者は、特に指定した図書資料を除き、所定の身分証明書、学生証又は別に交付する閲覧許可証を提示して、貸出しを受けることができる。

5 第3条第1項第8号に掲げる者には、原則として貸出しをしないものとする。ただし、館長が必要と認めるときは、この限りでない。

6 貴重図書の利用手続等については、別に定める。

（閲覧の制限）

第6条 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合においては閲覧を制限することができる。

一 図書資料に独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「情報公開法」という。）第5条第1号及び第2号に掲げる情報が記録されていると認められる場合における、当該情報が記録されている部分

二 図書資料の全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に個人又は情報公開法第5条第2号に規定する法人等から寄贈又は寄託を受けている場合における、当該期間が経過するまでの間

三 図書資料の原本を利用させることにより当該原本の破損若しくはその汚損を生じるおそれがある場合又は図書館において当該原本が現に使用されている場合

（個人情報の保護）

第6条の2 図書資料に記録されている個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）については、放送大学学園の保有する個人情報の管理等に関する規程（平成16年放送大学学園規程第4号）の規定に準じて、その漏えい防止のための措置を講ずるものとする。

（図書資料の貸出期間及び貸出冊数）

第7条 図書資料の貸出期間及び貸出冊数は、次のとおりとする。

一 本学の教員 2か月以内 30冊以内

二 学園の役職員 2か月以内 30冊以内

三 本学の大学院博士後期課程学生 1か月以内 30冊以内

四 本学の大学院修士課程学生 1か月以内 20冊以内

五 本学の学部学生 1か月以内 10冊以内

六 本学で受入れた研究員等 1か月以内 30冊以内

七 本学の名誉教授 2か月以内 30冊以内

八 本学の元教員 1か月以内 20冊以内

九 本学の卒業生及び大学院を修了した者 2週間以内 3冊以内

十 一般の利用者 2週間以内 3冊以内

2 前項第1号の規定にかかわらず、教育研究等のため特に必要とする図書資料は、相当の期間及び冊数を研究室等に別置して利用することができる。

3 第1項第5号の規定にかかわらず、本学の学部学生が卒業研究を履修する場合の貸出期間及び貸出冊数は、1か月以内及び20冊以内とする。

4 館長が特に必要と認めたときは、前各項に規定する貸出期間及び貸出冊数を変更することができる。

（図書資料の予約）

第8条 現に他の利用者に貸出し中の図書資料の利用を希望する場合は、予約することができる。ただし、当該図書資料が返却され利用が可能となったことを知ったときから1週間以内に利用がないときは、その効力を失するものとする。

(貸出期間の延長)

第9条 現に貸出しを受けている図書資料について貸出期間の延長を希望する場合は、当該図書資料について1回に限り更新できる。ただし、当該図書資料が所定の貸出期間内にあり、かつ、前条の予約がない場合に限るものとし、延長後の貸出期間は、第7条第1項各号中「2か月」とあるのは「1か月」と、「1か月」とあるのは「2週間」と読み替えるものとする。

(図書資料の返却)

第10条 貸出しを受けている図書資料は、貸出期間内に必ず返却しなければならない。

2 利用者がその身分を離れ、又は休職、停学若しくは休学となった場合は、直ちに貸出しを受けている図書資料を返却しなければならない。

3 館長が必要と認めたときは、貸出期間中であっても、当該図書資料の返却を求めることができる。

(延滞に伴う罰則)

第11条 館長は、図書資料の貸出しを受けている者が所定の貸出期間を経過しても返却しないときは、新たな貸出しを停止することができる。

2 館長は、貸出期間を経過しても返却しない者及び前項の規定に基づき貸出しを停止した者に対してその他の利用を禁止することができる。

(参考調査)

第12条 利用者は、図書資料又は特定の事項等に関する調査を依頼することができる。ただし、特に経費、時間又は人員等を要し、図書館の業務に支障がある場合は、これを受理しない。

(相互利用)

第13条 利用者は、図書館に所蔵しない図書資料であり、かつ、調査研究のために必要なときは、他の機関で所蔵するものの閲覧、借用又は複写を依頼することができる。

2 館長は、他の機関から図書館で所蔵する図書資料について閲覧、貸出し又は複写の依頼があったときは、図書館における利用に支障のない範囲で、かつ、特に指定した図書資料を除き、これに応ずることができる。

(施設の利用)

第14条 研究個室、グループ視聴室及び演習室を利用する者は、所定の手続を経て館長の許可を得るものとする。

(文献複写)

第15条 文献複写の取扱いについては、別に定める。

(弁償)

第16条 館長は、図書資料又は施設等を汚損又は亡失した者には、これを弁償させることができる。

(規程等の遵守)

第17条 利用者は、図書館の利用に関する諸規程及び係員が指示する事項を遵守しなければならない。

(利用の制限)

第18条 館長は、本学の学習、教育、研究に支障をきたすおそれがある場合又はこの細則に違反し、係員の指示に従わない者に対し、図書館の利用を制限することができる。

(雑則)

第19条 図書館資料を利用者の閲覧に供するため、図書館資料の目録及びこの細則を常時閲覧室内に備え付けるものとする。

2 この細則に定めるもののほか、図書館の利用等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、平成22年10月13日から施行する。

附 則（平成23年3月23日）

この細則は、平成23年3月23日から施行する。

附 則（平成26年7月9日）

この細則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成30年3月14日）

この細則は、平成30年3月14日から施行する。

附 則（平成31年3月13日）

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月26日）

この細則は、令和7年4月1日から施行する。